

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第34条第6項中「の承認」の右に「又は勤務規程第22条の3第1項の規定による介護時間の承認」を加え、「当該承認」を「これらの承認」に改める。

別表第1備考中「181,200円」を「182,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別表第1備考の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)